

令和元年度
山口県図書館協会 総会資料

令和元年6月21日（金） 13：30～

山口県立山口図書館 第2研修室

山口県図書館協会

次 第

1 開 会

2 議 題

第1号議案 平成30年度事業実施報告(案)及び収支決算(案)について

第2号議案 令和元年度事業実施計画(案)及び収支予算(案)について

3 その他

令和元年度山口県図書館協会役員

1 役員

役職	施設名	職名	氏名
会 長	山口県立山口図書館	館 長	和田 勉
副会長	防府市立防府図書館	館 長	大野 満臣
副会長	山口大学図書館	課 長	田中 俊二
理 事	萩市立萩図書館	館 長	江山 規子
理 事	山陽小野田市立中央図書館	館 長	山本 安彦
理 事	田布施町立田布施図書館	館 長	増原 慎一
理 事	山口県立周防大島高等学校	校 長	松本 弘美
監 事	山口市立中央図書館	館 長	藤井 栄治
監 事	長門市立図書館	館 長	濱野 泰則

2 部会長

役職	施設名	職名	氏名
公共図書館部会長	防府市立防府図書館	館 長	大野 満臣
児童読書研究部会長	山陽小野田市立中央図書館	館 長	山本 安彦
情報サービス部会長	下松市立図書館	館 長	長弘 純子
図書館連携部会長	山口県立山口図書館	副館長	藤田 武司

平成30年度 山口県図書館協会事業実施報告（案）

1 理事会

第1回

日時：平成30年5月16日（水） 10時30分～11時40分

場所：県立山口図書館 第1研修室

内容：①平成29年度事業実施報告（案）及び収支決算（案）について
②平成30年度事業実施計画（案）及び収支予算（案）について
③平成30年度定期総会について
④図書館振興県民のつどいについて
⑤その他

第2回

日時：平成31年3月13日（水） 10時30分～12時

場所：県立山口図書館 第2研修室

内容：①平成30年度事業実施報告（案）及び収支決算（概算）（案）について
②団体会員の承認について
③次年度役員・部会長について（異動等）
④次年度協会事業について
⑤その他

2 総会

日時：平成30年6月26日（火） 13時30分～13時50分

場所：県立山口図書館 第2研修室

内容：①役員的人事について
②平成29年度事業実施報告（案）及び収支決算（案）について
③平成30年度事業実施計画（案）及び収支予算（案）について

3 事業及び助成事業

(1) 会員研修会

図書館の本の修理と製本講習会

日時：平成30年7月25日（水）、8月7日（火）
13時30分～15時

場所：県立山口図書館 第1研修室、柳井市立柳井図書館 視聴覚室

講師：県立山口図書館職員

参加者：計47名（第1回28名、第2回19名）

(2) 第20回図書館振興県民のつどい

日時：平成30年11月3日（土） 10時～16時30分

場所：山口県立山口図書館

内容：①プレイベント「和紙を使った本の修理教室」

- 時 間：10時～12時
場 所：正面玄関前
講 師：県立山口図書館職員
参加者：8名
- ②プレイベント「どんぐりストラップづくり教室」
時 間：10時～12時
場 所：正面玄関前
協力者：国立山口徳地青少年自然の家職員
参加者：17名
- ③プレイベント「山口の歴史ビデオ上映会」
時 間：10時30分～12時
場 所：レクチャールーム
参加者：37名
- ④プレイベント「幕末維新回廊」のプロモーション映像上映」
時 間：11時～12時
場 所：レクチャールーム
参加者：77名
- ⑤プレイベント「秋のスペシャルおはなし会」
時 間：11時～11時50分
場 所：第1研修室
参加者：45名（大人24名、子ども21名）
- ⑥開会式・図書館事業功労者表彰式
時 間：13時～13時10分
場 所：レクチャールーム
参加者：約100名
- ⑦歴史講演会「志士」が動かした幕末長州～久坂玄瑞とその同志～」
時 間：13時15分～15時10分
場 所：レクチャールーム
講 師：一坂太郎 氏（幕末維新史研究家）
参加者：129名
- ⑧豆本『留魂録』づくり教室
時 間：15時30分～16時30分
場 所：第1研修室
講 師：県立図書館職員
参加者：10名
- ⑨資料展示「志士の思想を広めた書物」
時 間：10時～15時30分
場 所：レクチャールームエントランス
展示資料：7点（うち一坂氏所蔵資料1点）
- ⑩地域学リポジトリ「YOOKE」紹介ブースの設置

時 間：13時～15時30分
場 所：レクチャールームエントランス
担 当：山口大学総合図書館職員

⑪県内図書館行事情報の紹介

場 所：エントランスホール
内 容：県内各図書館の行事パンフレット・チラシ等の展示、
配布

⑫ポスター展示「図書館振興県民のつどい20回の歴史」

場 所：レクチャールームエントランス

参加者：約423名

(3) 公共図書館部会

研修会

日 時：平成31年2月27日（水）13時～16時15分
場 所：県立山口図書館 第2研修室
内 容：「会計年度任用職員制度導入に伴う図書館運営への影響について」
講師：上林陽治 氏（公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

参加者：26名

(4) 児童読書研究部会

ア 総会

日 時：平成30年11月22日（木） 11時～12時
場 所：県立山口図書館 第1研修室
参加者：8名

イ 研修会

第1回

日 時：平成30年11月22日（木） 13時～15時
場 所：県立山口図書館 第1研修室
内 容：「児童文学～創作の楽しみ～」
講師：巢山ひろみ 氏（児童文学作家）

参加者：29名

第2回

日 時：平成31年3月27日（水） 13時30分～15時30分
場 所：県立山口図書館 第1研修室
テーマ：「子どもの本と図書館をめぐる動き2018」
内 容：①ブックトーク「子どもの本の収穫2018年」
講師：横山眞佐子 氏（児童書専門店「こどもの広場」主宰）
②「こどもの図書館」編集、この1年
報告：「こどもの図書館」山口編集委員

参加者：21名

(5) 情報サービス部会

研修会

第1回（公立図書館職員等専門講習会と共催）

日 時：平成31年1月18日（金）10時～16時

場 所：県立山口図書館 マルチメディアダイジー室、第1研修室

内 容：①講義「法令等の調べ方」

講師：高橋奈緒美 氏（国立国会図書館職員）

②講義「デジタルアーカイブと資料のデジタル化」「資料デジタル化・公開に伴う権利処理」

講師：佐藤久美子 氏（国立国会図書館関西館職員）

参加者：55名（午前29名、午後26名）

第2回

日 時：平成31年2月8日（金）13時30分～15時

場 所：県立山口図書館 第1研修室

内 容：講義「雪舟の生涯と山口での活動について」

講師：荏開津通彦 氏（山口県立美術館普及課課長）

参加者：14名

(6) 図書館連携部会

研修会

日 時：平成31年3月14日（木）13時30分～15時30分

場 所：県立山口図書館 第1研修室

内 容：講義「地域の人も、スタッフも、まちも

それぞれの夢が実現できる苅田町立図書館を目指して」

講師：逆井健 氏（苅田町立図書館長）

参加者：20名

(7) 県内図書館関係イベント等周知事業

県内図書館が連携し、各館で行われる行事等の情報を周知することで、地域の図書館振興に寄与することを目的に、各図書館等から寄せられた行事情報を、県立図書館ウェブサイトにて専用ページを作成して掲載した。

実施時期：平成28年9月から

掲載行事：施設及び団体会員の行事情報 計33件

(8) 助成事業

①山口県学校図書館協議会

②山口県大学図書館協議会

平成30年度 山口県図書館協会収支決算（案）

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減 (△)額	摘要
会費	341,700	339,200	△ 2,500	
施設会費	245,700	245,700	0	県立図書館(1) 70,000 市町立図書館(18) 155,700 山口県大学図書館協議会 10,000 山口県学校図書館協議会 10,000
団体会費	15,000	17,500	2,500	団体会員(7) 17,500
賛助会費	81,000	76,000	△ 5,000	賛助会員 法人(4口) 20,000 個人(28口) 56,000
諸収入	30,001	30,001	0	
雑収入	30,001	30,001	0	日本図書館協会 30,000 地域図書館団体活動費 預金利息 1
繰越金	11,660	11,660	0	
合計	383,361	380,861	△ 2,500	

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比較増減 (△)額	摘要
協会運営費	20,000	18,555	△ 1,445	
事務費	20,000	18,555	△ 1,445	消耗品、通信費等 18,555
協会事業費	360,000	311,828	△ 48,172	
研究・研修会費	310,000	229,005	△ 80,995	図書館振興県民のつどい 42,565 会員研修会 0 公共図書館部会 72,260 児童読書研究部会 100,000 情報サービス部会 0 図書館連携部会 14,180
資料刊行費	0	46,656	46,656	公立図書館年報 46,656
事業助成費	20,000	20,000	0	山口県大学図書館協議会 10,000 山口県学校図書館協議会 10,000
表彰費	30,000	16,167	△ 13,833	表彰状 等 1,317 被表彰者旅費 14,850
予備費	3,361	0	△ 3,361	
次年度繰越金	0	50,478	50,478	
合計	383,361	380,861	△ 2,500	

監査報告

平成31年4月23日及び25日、山口市立中央図書館及び長門市立図書館において、山口県図書館協会の平成30年度会計における会計経理執行状況を証拠書類及び関係書類により監査しました結果、正確に執行されていることを認めましたので報告します。

平成31年 4 月 25 日

山口市立中央図書館

監事

館長 藤井 栄 治 印

長門市立図書館

監事

館長 濱野 泰 則 印

令和元年度 山口県図書館協会事業実施計画（案）

1 理事会

第1回

日 時：令和元年5月22日（水）10時30分～11時15分

会 場：県立山口図書館 第1研修室

議 題：（1）平成30年度事業実施報告（案）及び収支決算（案）について
（2）令和元年度事業実施計画（案）及び収支予算（案）について
（3）令和元年度定期総会について
（4）図書館振興県民のつどいについて
（5）その他

第2回

日 時：令和2年3月

会 場：県立山口図書館

議 題：（1）令和元年度事業実施報告（案）及び収支報告（概算）（案）について
（2）令和2年度事業実施計画（案）及び収支予算（案）について
（3）次年度役員について

2 定期総会

日 時：令和元年6月21日（金）13時30分～14時

会 場：県立山口図書館

議 題：（1）平成30年度事業報告（案）及び決算報告（案）について
（2）令和元年度事業計画（案）及び予算（案）について

3 事業及び助成事業について

(1) 会員研修会

日 時：令和元年7月（予定）（同内容で2回実施）

会 場：県立山口図書館

テーマ：図書館の本の修理と製本講習会

(2) 図書館振興県民のつどい

日 時：令和元年11月9日（土）

会 場：県立山口図書館

(3) 助成事業

①山口県学校図書館協議会 ②山口県大学図書館協議会

(4) 県内図書館関係イベント等周知事業

4 部会

(1) 公共図書館部会

研修会 年1回

(2) 児童読書研究部会

総会 年1回

研修会 年2回

(3) 図書館連携部会

研修会 年1回

(4) 情報サービス部会

研修会 年2回

5 その他

山口県図書館協会創立110周年事業としての図書館振興県民のつどいの実施

令和元年度 山口県図書館協会収支予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額	前年度 予算額	比較増減 (△)額	摘要
会費	343,200	341,700	1,500	
施設会費	245,700	245,700	0	県立図書館(1) 70,000 市町立図書館(18) 155,700 山口県大学図書館協議会 10,000 山口県学校図書館協議会 10,000
団体会費	17,500	15,000	2,500	団体会員(7) 17,500
賛助会費	80,000	81,000	△ 1,000	賛助会員法人(4口) 20,000 個人(30口) 60,000
諸収入	30,001	30,001	0	
雑収入	30,001	30,001	0	日本図書館協会 地域図書館団体活動費 30,000 預金利息 1
繰越金	50,478	11,660	38,818	
合計	423,679	383,361	40,318	

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額	前年度 予算額	比較増減 (△)額	摘要
協会運営費	20,000	20,000	0	
事務費	20,000	20,000	0	消耗品、通信費等 20,000
協会事業費	393,000	360,000	33,000	
研究・研修会費	343,000	310,000	33,000	図書館振興県民のつどい 173,000 会員研修会 10,000 公共図書館部会 50,000 児童読書研究部会 50,000 情報サービス部会 30,000 図書館連携部会 30,000
事業助成費	20,000	20,000	0	山口県大学図書館協議会 10,000 山口県学校図書館協議会 10,000
表彰費	30,000	30,000	0	表彰状等 10,000 被表彰者旅費 20,000
予備費	10,679	3,361	7,318	
合計	423,679	383,361	40,318	

第21回図書館振興県民のつどいについて

1 日時

令和元年11月9日（土）

2 会場

山口県立山口図書館

3 内容

①図書館事業功労者表彰

②講演会

- ・講師：村田喜代子氏の講演会（調整済み）

村田喜代子氏略歴：1945年福岡県生まれ。1987年「鍋の中」で第97回芥川賞、1997年「蟹女」で第7回紫式部文学賞、2014年「ゆうじょこう」で第65回読売文学賞受賞。

※会場内で資料展示等

③その他

ア 関連資料展示

- ・講演会に関連した図書等の展示を実施
- ・山口県図書館協会創立110周年に関連した、協会の歴史を紹介する展示

イ 県図書館協会及び県内図書館紹介

- ・協会事業紹介資料の展示、県内図書館案内パンフレット等の配布

ウ 読書週間関連行事

- ・秋のスペシャルおはなし会

エ 山口の文学又は図書館に関するビデオの上映会

4 その他

- ・山口県図書館協会創立110周年事業として実施。
- ・当日対応（司会、会場案内等）について、会員に協力を要請する。

報告事項

■新規会員（団体会員）について

以下の1団体が、平成30年度から団体会員として加入した。

「76会」

代表者	珠山美代子
所在地	山口市
推薦者	山口県立山口図書館
活動目的	県立図書館OB職員の親睦を図るとともに、県立図書館及び県内図書館の振興に寄与すること
会 員	17名
活動歴	6年（平成25年設立）
その他	会則あり。代表者は構成員から選出

■山口県図書館協会ウェブページの公開について

1 概要

平成30年10月に山口県立山口図書館ウェブサイト内に開設

2 内容

協会概要、研修会及び行事の案内等

山口県図書館協会 賛助会員を募集しています

山口県図書館協会は、県内の公共図書館・大学図書館・学校図書館・図書館関係団体で構成された団体です。

山口県の図書館事業の振興発展を図り、県民の生涯学習や文化の向上に寄与することを目的に、図書館事業に関する講演会や研修会を行っています。

本協会では、協会の趣旨に御賛同いただき、その活動を御支援いただける賛助会員を随時募集しています。賛助会員として御協力いただき、山口県図書館協会の活動への御支援を賜りますようお願い申し上げます。

■主な事業

- ・ 山口県図書館振興県民のつどいの開催（講演会等）
- ・ 各種研修事業の実施

* 賛助会員は、協会主催の講演会・研修会に参加できます。

■会費

- ・ 個人 1口 年間2,000円（1口以上）
- ・ 法人 1口 年間5,000円（1口以上）

■入会申込方法

裏面の入会申込書に御記入の上、下記宛先までFAX・郵便で送付されるか又は県立山口図書館のカウンターまで御持参ください。

折り返し、会費の郵便振替用紙をお送りします。

お問い合わせ・お申込先

山口県図書館協会事務局

〒753-0083 山口市後河原 150-1

山口県立山口図書館 企画・連携グループ内

（担当：井上）

TEL:083-924-2111 FAX:083-932-2817

山口県図書館協会 賛助会員 入会申込書

令和 年 月 日

山口県図書館協会 様

山口県図書館協会の趣旨に賛同し賛助会員として入会を希望しますので、下記のとおり申し込みます。

記

【賛助会員（個人）】

(フリガナ) 氏 名	
住 所	〒 (TEL - -)
所属名	
申込口数	口 (年額1口 2,000円)
備 考	

※ 上記個人情報は、協会からの連絡に活用させていただくもので、他の目的で使用することはありません。

【賛助会員（法人）】

(フリガナ) 団体名	
所在地	〒 (TEL - -)
代表者名	
申込口数	口 (年額1口 5,000円)
備 考	

(申込先) 山口県図書館協会事務局

〒753-0083 山口市後河原 150-1 山口県立山口図書館 企画・連携グループ内
TEL:083-924-2111 FAX:083-932-2817

令和元年度山口県図書館協会施設会員・団体会員名簿

施設会員

番号	施設名
1	山口県立山口図書館
2	下関市立図書館
3	宇部市立図書館
4	山口市立図書館
5	萩市立図書館
6	防府市立防府図書館
7	下松市立図書館
8	岩国市図書館
9	光市立図書館
10	長門市立図書館
11	柳井市立図書館
12	美祢市立図書館
13	周南市立図書館
14	山陽小野田市立図書館
15	周防大島町立図書館
16	和木町立図書館
17	上関町立図書館
18	田布施町立田布施図書館
19	平生町立平生図書館
20	山口県大学図書館協議会
21	山口県学校図書館協議会

団体会員

番号	施設名
1	特定非営利活動法人 NPO 萩みんなの図書館
2	下関図書館友の会
3	図書館と友だちの会・秋穂
4	山口市立中央図書館友の会 「トネリコ」
5	こどもと本ジョイントネット ト21・山口
6	西日本図書館学会山口県支部
7	76会

山口県図書館協会会則

(名称)

第1条 この会は、山口県図書館協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、本県図書館事業の振興発展を図り、県民の生涯学習や文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 図書館事業の調査研究、促進及び奨励
- (2) 図書館職員の研修及び機関紙等の発行
- (3) 図書館振興に関する諸行事の開催
- (4) 図書館事業功労者の表彰
- (5) 図書館及び関係機関との連絡提携
- (6) その他協会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 協会は、施設会員、団体会員、賛助会員で組織する。

- (1) 施設会員 図書館及び図書室等の類縁施設
- (2) 団体会員 個人又は民間の非営利団体により構成され、図書館振興のための活動をしている民間の非営利団体
- (3) 賛助会員 協会の事業に賛同する個人又は法人

(入会・脱会)

第5条 協会に入会又は脱会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申込が適当であると認めたときは、理事会に諮り、その承認を得るものとする。

3 前2項の規定に関わらず、施設会員又は賛助会員として入会を希望する者は、別に定める入会届を会長に提出するものとする。

4 協会からの脱会を希望する者は、別に定める脱会届を会長に提出するものとする。

(会 費)

第6条 協会の会費は、年額を次のとおりとする。

- (1) 施設会費

町立図書館	
人口 5 千人未満	2,700円
5 千人以上 1 万人未満	4,500円
1 万人以上	6,300円
市立図書館	
人口 5 万人未満	7,200円
5 万人以上 1 0 万人未満	9,000円
1 0 万人以上 1 5 万人未満	10,800円
1 5 万人以上 2 0 万人未満	12,600円
2 0 万人以上 2 5 万人未満	14,400円
2 5 万人以上 3 0 万人未満	16,200円
3 0 万人以上	18,000円
県立図書館	70,000円
山口県大学図書館協議会	10,000円
山口県学校図書館協議会	10,000円
図書館及び図書室等の類縁施設	3,000円
(2) 団体会員 団体 1 口	2,500円
(3) 賛助会費 個人 1 口	2,000円
法人 1 口	5,000円

(役員の種類)

第7条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 7 名以内
- (4) 部会長 若干名
- (5) 委員長 若干名
- (6) 監 事 2 名

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第9条 役員選出は、別に定めるところによる。

(役員任務)

第10条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 部会長は、部会を代表し、部会活動を統括する。
- (5) 委員長は、委員会を代表し、委員会活動を統括する。
- (6) 監事は、会務を監査する。

(顧問)

第11条 協会に、顧問を置くことができる。任期は、2年とする。

(事務局)

第12条 協会の事務局は、会長の所属する組織内に置く。

- 2 事務局は、会長の命を受けて庶務及び会計を掌る。
- 3 事務局に、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が指名する。

(会議)

第13条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第14条 総会は施設会員及び団体会員をもって構成し、原則として年1回開催する。

ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 役員承認
 - (3) 事業報告及び決算書の承認
 - (4) 事業計画及び予算の議決
 - (5) その他重要な事項
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 5 賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第15条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する議案
 - (2) 総会から委任された事項

- (3) 賛助会員から書面により提出された意見
- (4) その他の必要な事項
- 3 理事会の議長は会長が務める。
- 4 会長は必要があると認めるときは、有識者の出席を要請しその意見又は説明を求めることができる。
- 5 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立し、議事は、出席理事の過半数の同意をもって議決する。

(議決権の代理行使)

- 第16条 総会及び理事会において、出席できない者が、書面をもって自分の意志を表示するか、又は他の構成員に表決権を委任したときは、その会議に出席したものとみなす。
- 2 議決権の代理公使については、委任状その他の代理権を証明する書面を会議の日時の前日までに提出しなければならない。

(部 会)

- 第17条 協会に次の部会を置くことができる。
- (1) 公共図書館部会
 - (2) 児童読書研究部会
 - (3) その他の必要な部会
- 2 部会は、それぞれの分野において、必要な調査研究及び必要な事業を行う。
 - 3 部会に委員を置くことができる。
 - 4 部会長は、活動状況を毎年1回、総会等に報告するものとする。

(委員会)

- 第18条 協会に、事業別又は専門別の委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
 - 3 委員会は、必要な調査研究を行う。
 - 4 委員長は、活動状況を毎年1回、総会等に報告しなければならない。

(会 計)

- 第19条 協会の経費は、会費のほか、その他の収入をもって充てる。
- 2 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

- 第20条 協会は、その必要がある場合は、特別会計を設置することができる。
- 2 特別会計の設置及び廃止の際には、総会において承認を得なければならない。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この会則の施行のさい、現に就任している役員は、この会則により選出されたものとみなす。
- 3 会則第6条に規定する施設会員の会費の額は、山口県市長会、山口県町村会の承認があるまでは、この規定に係わらず、改正前の額によるものとする。

附 則

この会則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は平成11年6月24日から施行する。
- 2 改正会則第6条に規定する施設会費の額は、山口県市長会、町村会の決定があるまでは、この規定に係わらず、改正前の額によるものとする。

附 則

- 1 この会則は平成17年6月28日から施行する。
- 2 会則第6条に規定する施設会費の額は、山口県市長会、町村会の決定があるまでは、この規定に係わらず、改正前の額によるものとする。

附 則

この会則は平成20年6月27日から施行する。

附 則

この会則は平成23年9月9日から施行する。

附 則

この会則は平成24年8月1日から施行する。

附 則

この会則は平成26年8月29日から施行する。

山口県図書館協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、山口県図書館協会会則第3条に規定する、図書館事業功労者の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 図書館事業に、30万円以上の金品を寄付した個人
- (2) 図書館事業に、50万円以上の金品を寄付した団体
- (3) 図書館事業や協会の発展に、特に功労のあった個人並びに団体
- (4) 優良図書館施設

(功労者の選考)

第3条 功労者の選考は、会員の推薦にもとづいて、会長が決定する。

2 会長は、選考委員を指名して意見を求めることができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、総会等の席で行い、表彰の方法は会長が定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるほか、会長が必要と認める事項は理事会において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 昭和43年4月1日施行の「山口県図書館協会表彰規程」はこれを廃止する。
- 3 この規程は、平成18年5月31日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年8月1日から施行する。

山口県図書館協会役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は山口県図書館協会会則第9条に規定する役員の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出の方法)

第2条 役員の選出は、次の方法による。

- (1) 理事は、各区分で施設会員の互選により選出する。
- (2) 会長、副会長は、理事の互選とする。
- (3) 監事は、市町立図書館の施設会員の互選により選出する。
- (4) 部会長、委員長は、理事が推薦し、理事会で承認する。

(理事・監事の定数)

第3条 理事の選出区分及び定数は次のとおりとする。

区分	理事定数	監事定数
県立図書館	1	
市町立図書館	4	2
山口県大学図書館協議会	1	
山口県学校図書館協議会	1	
計	7	2

附則

この改正規程は平成7年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は平成11年6月24日から施行する。

附則

この改正規程は平成12年5月19日から施行する。

附則

1 この規程は平成17年6月28日から施行する。

- 2 この規程による選出は次期改選期から適用する。
- 3 現に町村部門から選出されている理事は、市町村合併で市となった場合も引き続きその職にとどまるものとする。

附則

この改正規程は平成24年8月1日から施行する。

附則

この改正規程は平成26年8月29日から施行する。